

9 介護保険に関すること



主管：健康福祉課

経 緯

木曽地域における介護保険事業は、平成 12 年度の介護保険制度開始においては、保険者業務は構成町村が担い、介護認定審査会の設置及び運営については、木曽広域連合が行ってきました。

その後、平成 15 年度の介護保険料改定に合わせ、保険者業務は、保険財政安定を主な目的に広域連合に移管され、広域連合策定の介護保険事業計画に基づく保険者業務が開始されました。これにより構成町村ごとに異なっていた介護保険料は木曽郡内で統一されています。

介護保険事業計画は 3 年を一つの単位としていることから、第 6 次広域計画の期間中には、令和 5 年度の第 8 期計画、令和 6 年度から 8 年度までの第 9 期計画、令和 9 年度の第 10 期計画と 3 つの計画による事業を実施します。

現状と課題

令和 3 年度末時点において、木曽広域連合が保険者として対象とする地域は構成町村、被保険者数は約 11,000 名であり、総務費、給付費と地域支援事業費等令和 3 年度介護保険特別会計歳出決算額は、約 39 億円でした。

当広域連合で行う事務は、保険者としての介護保険業務全般ですが、住民の利便性に配慮し、窓口業務、認定調査業務など一部の事務は構成町村と連携しています。

団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7 年を目途に、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるような仕組みづくりである「地域包括ケアシステム」の構築が全国的に推進されており、木曽地域においても地域特性に応じたシステムづくりが求められています。これまでの取組を発展させ「医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援」が包括的に確保できる体制づくりの強化が求められています。

また、過疎と少子高齢化の続く木曽地域においては、高齢化に伴う介護人材の減少、介護事業所の縮小も進み、介護提供体制の確保も課題となっています。

介護保険はその複雑さから、住民の利便性向上が求められる制度ではありますが、要介護認定の申請等の介護関係 11 手続きについては、第 5 次広域計画中にオンライン手続きが可能となりました。今後、第 6 次広域計画中に予定されている全国共通仕様による介護保険システム改修を経て、さらに住民の利便性を高めるシステムとすることが課題となります。

今後の方針

住民が安心できるよう、より使いやすく、利便性の高い介護保険運営を適切に行います。

令和 6 年度からの第 9 期介護保険事業計画においては、第 8 期計画までに構築してきた地域包括ケアシステムをさらに進め、「医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援」が包括的に確保できる体制づくりの強化に努めます。また、令和 9 年度からの第 10 期計画では、課題整理に基づく体制見直しの検討も行います。

このため、介護給付管理、介護認定、介護予防事業、事業所指定等の事務の適正かつ効率的な処理に努めます。

さらに、構成町村の地域包括支援センターを中核拠点として、要介護・要支援になるおそれのある高齢者を対象とした運動機能の向上、栄養改善、閉じこもり、認知症予防等を

含めた総合的な介護予防事業、総合相談・支援事業、虐待防止等の権利擁護事業などの地域支援事業の充実に努めます。

施 策

- 1 第9期(令和6～8年度)、第10期(令和9～11年度)の各介護保険事業計画を策定し、新たな介護保険料を算定します。
- 2 介護給付事業及び介護予防給付事業として、居宅、地域密着型、施設の各サービスに係る給付等を行います。
- 3 地域支援事業として、構成町村の地域包括支援センターを中核拠点とした介護予防・日常生活支援総合事業、総合相談・支援事業や介護保険者が実施する介護給付適正化事業等の任意事業などを行います。
- 4 介護保険者として地域密着型サービス事業者の指定・指導監督のほか、介護等サービス事業者の指導を行います。
- 5 介護保険支払準備基金は、介護保険料抑制に向けた有効活用のため適正に管理を行います。